

財務省告示第三百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年七月三十日

財務大臣 谷垣 穎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
輸入数量				
五	四	三	二	一
二九 トン	五、七 六トン	一 トン	ト ン	ト ン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一三	一一	一一	九	八	七	六
二 一一トン	三四 トン	三四 七一八 トン	二七、 三四一 トン	一、 四七七 トン	四八 トン	一八、 五四五 トン	二九三、 九 トン	一、 五六五、 四七三 トン	三一、 八七四 トン	三一、 一 ハトン	六、 六 ハ トン	六、 六 ハ トン	六 トン	六 トン	

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二三
三九 トン	一 二 トン	一 四 二 トン	三 七 七 トン	ト ン	四 ト ン	六 五 ト ン	三 五 ト ン	一一、 八 五 九 ト ン